

令和 8 年東郷町教育委員会 8 月定例会	
日時	令和 8 年 8 月 2 4 日（月） 午後 1 時 3 0 分 開会 午後 2 時 1 2 分 閉会
場所	東郷町役場 2 階第 4 会議室
出席委員	教 育 長 鵜飼 洋一 教育長職務代理者 加藤 逸男 委 員 高坂 智子 委 員 近藤 覚
欠席委員	山田 美登 委員
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 大原 貴浩 参 事 上村 直樹 学校教育課長 大竹 邦一 生涯学習課長 荒瀬 五明 給食センター所長 山本 康広
会議録作成職員	学校教育課長 大竹 邦一
会議録署名委員	鵜飼 洋一 教育長 近藤 覚 委員
教育長の報告	(1) 7 月の定例教育委員会（7 月 2 7 日）以降の主な動きについて
報告事項	(1) 夏季休業中について（学校教育課） (2) 後援名義の使用許可について（学校教育課） (3) 要保護・準要保護児童生徒数について（学校教育課） (4) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書 （令和 7 年度）の提出について （学校教育課、生涯学習課、給食センター）
議題	（議案）令和 8 年度一般会計補正予算（第 3 号・第 4 号）に対する意見につ いて（学校教育課、生涯学習課） （議案）東郷町少人数学級編制等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等 に関する条例の一部改正について （議案）東郷町少人数学級編制等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等 に関する規則の一部改正について （議案）町指定文化財の指定に係る諮問について （議案）東郷町学校給食費に関する要綱の一部改正について （専承）東郷町地域学校協働活動推進員の委嘱について
傍聴者	あり（1 名）

部長	定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 8 月定例会を開会します。 会議の進行につきましては、教育長をお願いします。
教育長	本日は、傍聴の方がお見えですので少し説明させていただきます。 町教育委員会会議規則第 1 4 条の規定に基づく人事案件の場合、また、私語、談話又は拍手等をしないことなど町教育委員会傍聴人規則で定められたことを守れない場合は、退場していただくところになりますのであらかじめご了承ください。 なお、傍聴席においての撮影及び録音等はできませんのでよろしくお願いいたします。 次に進めさせていただきます。
教育長	それでは会議を進めてまいります。 会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。 日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。 次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。私と近藤委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	(全員異議なし)
教育長	異議なしとのことですので、8 月定例会の会議録署名委員は、私と近藤委員とさせていただきます。 次に日程第 3、教育長の報告です。
教育長	7 月の定例教育委員会（7 / 2 7）以降の主な動きについて報告します。 - 日本のトップ選手が教えるボート教室 7 月 2 2 日（水）～ （株）デンソーボート部によるボート教室を今年も実施しました。全国レベルの選手に教えていただく貴重な機会でしたが、全 5 回中 3 回を実施したところで、後半 2 回が愛知池の水位低下によって中止になってしまいました。「できる限り参加しやすいように夏休み入ってすぐ」という日程を設定していますが、暑さでボートが出せない日もあり、今後の検討課題となっています。 - イングリッシュフェスタ in TOGO 2026 8 月 3 日（月） 小学生 4 4 名が参加をしました。山田委員にはご挨拶をいただき、ありがとうございました。ALT との距離が近く、コミュニケーションをする機会も多くあり、積極的に学ぼうとする小学生にとって大変意義ある会であったと捉えています。教育委員会として活動を総括し、次年度以降の計画づくりに役立てていきたいと考えています。1 2 月 2 3 日（水）（2 学期の終業式の日）には中学生対象の会を予定しています。 - アレルギー対応検討委員会 8 月 4 日（火） 今年度も、ぱんたね病院の近藤康人先生に特別講義を行っていただき、学びの場とすることができました。春木中学校の修学旅行

	における食物アレルギーについても話題にして、今後に生かすための話し合いを行いました。 4 交通事故 8月4日（火） 朝7時40分頃、東郷中2年男子が和合歩道橋下を自転車で北進中、左から来た車と接触・転倒しました。幸いにも後続車がなく、打撲程度のけがで、大事に至りませんでした。 5 各地区の盆踊り・町民納涼祭り 8月15日（土） 今年も各地区の盆踊りを回らせていただき、地域のつながりの大切さを考えさせられました。今年度は小学校のコミュニティスクールの取り組みの中で東郷音頭を取り入れた学校もありました。夏の夜の懐かしい思い出が、やがて地域を愛する心につながっていくことを信じています。 納涼まつりの当日参加者は約8千名で、盆踊りはまるで「渦を巻くうねりのような状況」で大盛況でした。手筒花火会場への人の移動が大きな課題でしたが、スロープの設置等により、ケガや混乱等はありませんでした。準備から後片付けまでを含めて、主管課である生涯学習課の職員の頑張りに拍手を送りたいと思います。 6 東海北陸地区町村教育長研究協議会 8月20日（木）・21日（金）富山市 愛知県代表として分科会で発表してきました。 7 部活動地域展開 現在、教員の指導者登録が23名あります。教員の力と委託事業が力を合わせることが大切であると考えてきましたが、予想以上の登録者数で、大変ありがたく思っています。どちらかというと部活動があまり認められない時代にあって、指導者登録をしての部活動指導は尊い社会貢献活動であり、是非各学校で温かい声掛けをし、応援していただくように校長会で伝えたいと考えています。 8 出校日を設定しない措置 今年の夏休みは「出校日を設定しない」初めて夏休みとなりました。果たしてどうであったのかを、2学期のスタートの児童生徒の様子を注視して検証していきたいと考えています。
教育長	以上で 教育長からの報告を終わります。 質問がありましたらお願いします。
委員	（株）デンソーボート部によるボート教室を見に行ったのですが、暑い日だったのでやはり中止になったんだなと思いました。気温が40℃近くまで上がったみたいですね。
教育長	ちょうど梅雨が明けて一番暑い時期でしたね。
委員	ですので、何か対策を考えていただきたいなと思いました。9時開始でもかなり暑かったので、もう少し時間を早めることを検討していただければと。
委員	部活動の件について、教員の方が23名も指導者登録に手を挙げていただい

	たということは大変ありがたいなと思っています。あと何人欲しい等の要望はありますか。
生涯学習課長	各クラブで2人の指導者を目標に募集をかけているのですが、若干足りないクラブもあります。スタートには支障をきたさないよう、早急に2人体制となるように委託業者さんにはお願いをしています。 現在、役場職員を対象とした指導者の募集も行っているところです。
教育長	(ほかに)質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。 次に、日程第4、報告事項に入ります。 事務局から説明をお願いします。
参事	(1) 夏季休業中について ア 夏休みに入ってから、これまでに、学校にて、特に大きな問題が起きたという情報は、ございません。今年度も、学校閉校日を8月10日(月)から8月16日(日)までの7日間、設けましたが、この期間においても各学校、特に問題はありませんでした。また、例年8月20日頃に出校日がありましたが、今年度は、熱中症対策の観点からも、行っていません。愛知地区4市町も同様に行わないこととなりました。 イ 教職員の7月の在校時間については、45時間越えが11名でした。45時間超えは、昨年は17名だったので、6名減っております。中学校の教員は、夏の部活動の大会に向けての指導や大会の引率も在校時間が延びる理由の一つでありました。また、80時間超と100時間超は、一人もいませんでした。在校時間記録をもとに、今後も、教員の健康管理に気を付けていきます。 ウ 夏休み期間中、スクールソーシャルワーカーによる、電話相談を計4日間、実施します。夏休みに入って7月17日(金)と21日(火)の前半2日間には、特に電話相談はありませんでした。 夏休み後半の2日間、8月31日(月)、9月1日(火)も、予定通り実施いたします。 エ 夏休みも残すところ、あと1週間ほどとなりました。東郷町のすべての児童生徒が、今後とも、健康に毎日を過ごして、2学期にまた、元気な姿を見せてほしいと思います。
学校教育課長	学校教育課の大竹です。 「第4 報告事項(2) 後援名義の使用許可について」説明します。 資料は1ページになります。 令和8年7月6日から同年8月17日までに、後援名義使用の申請があり、専決処分した案件は、5件です。 事務局で確認したところ、過去に許可したものとおおむね同様の内容でした。 次に、「(3) 要保護・準要保護児童生徒数について」説明します。 資料は64ページになります。 令和8年7月15日から同年8月13日までに申請があり、認定した件数は209

	件です。 なお、今回追加認定の方は、新たに申請があった方が6件、昨年度からの継続の方で、資料の提出があり継続して認定した方が3件、計9件です。 次に、「(4) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書（令和7年度）の提出について」説明します。 資料は、別冊になります。 7月の定例会で承認いただきました、評価委員2名に対し、令和7年度の教育委員会委員、教育委員会事務局の組織図、分掌事務、東郷町教育の一般方針、事務点検シート、教育委員会の活動実績、教育委員会の会議の記録等の資料を提供し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づく学識経験者の知見に基づく、点検及び評価を実施していただきました。 意見書の内容は、資料49ページから55ページのとおりですので、教育委員会からの資料と合わせて、報告書として提出するものでございます。 今後の予定としては、報告書を東郷町議会に報告させていただくとともに、11月の定例会に評価委員からの意見に対する教育委員会の担当課の対応・回答を協議事項として提案させていただく予定です。 説明は以上です。
教育長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。
委員	後援名義使用申請のあったトヨタ紡織デンソー合同レガッタについて、愛知池の水位は大丈夫ですか。開催まであと約一か月ですが、水位は戻ってくるのでしょうか。
生涯学習課長	正直なところ、台風次第です。毎年この時期は水が少ないです。去年も台風が来て水量が復活しましたので、今年も台風が来てくれたら大丈夫だと考えています。我々が開催する町民レガッタの公式練習もありますので、少し心配です。
委員	水位が低い場合は、距離を短くして実施する等の対応予定はあるのでしょうか。
生涯学習課長	そもそも艇が出せなくなってしまうです。
教育部長	調整池の機能としては正常に働いているんですけども、ボート場を持っている東郷町としては、非常にヒヤヒヤしているところです。
委員	役場からのレース参加はありますか。
教育部長	企業同士の合同大会ですので、基本社員さんのチームが出場するのですが、町の担当レベルでの出場はありました。昨年度ですと、日進市長さんと東郷町長がそれぞれ出場しました。全国市町村交流レガッタと日程が重複してしまったので、今年度東郷町の出場はありません。
委員	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書（令和7年度）の提出についてです。総評を受けてどのような考えか、聞かせていただきたいです。
学校教育課長	意見に対してそれぞれの所管課からの回答を文字に起こしてまとめたものを、

	11 月にお示しする予定です。 全体を通して感じたことは、前向きな評価が多いなと感じました。個別の項目につきましてはこれから所管課で担当者を交えて検討し、報告させていただく予定です。 評価委員が 2 名とも変わってもこのように前向きな評価をしていただけたことを糧にして、今後の取り組みに繋げていきたいです。
委員	教育委員会が普段考えている優先順位と、外部から見て「ここが大事だ」と指摘された部分に違いがあれば、それに注目して今後の優先順位の見直しなどに活かしていただきたいです。
教育長	ほかに質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。 次に日程第 5、議題に入ります。 議案第 34 号 令和 8 年度一般会計補正予算（第 3 号・第 4 号）に対する意見について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	議案第 34 号 令和 8 年度一般会計補正予算（第 3 号・第 4 号）に対する意見について 議案第 34 号 令和 8 年度一般会計補正予算（第 3 号・第 4 号）に対し、下記のとおり意見を述べるものとする。 1 予算案に対する意見 令和 8 年度一般会計補正予算（第 3 号・第 4 号）に対し、東郷町教育委員会として異議ありません。 2 予算案については、別紙のとおり この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、教育委員会の意見を聞くために必要があるからである。 それでは、学校教育課所管分から説明させていただきます。 補正予算（第 4 号）の歳入の、国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金は、歳出の特別支援教育奨励費の減額に伴い、補助金を減額するものです。 2 行目、財産収入 財産売却収入 物品売却収入は、令和 8 年度から学習用タブレットを更新したことにより、これまで使っていた学習用タブレット 4,651 台を売却する契約をしたことに伴う増額です。 歳出の 1 行目 教育費 小学校費 教育振興費 小学校特別支援教育奨励費の減額は、特別支援学級等に在籍する児童への奨励費のうち学校給食費分について国の無償化に伴い減額するものです。 2 行目、小学校就学援助費は、学校給食費分の国の無償化に伴う減額と、令和 8 年度の国で予定していた支給単価が予算編成時から変更され、下回ったことから、減額整理するものです。 3 行目 教育費 中学校費 教育振興費 中学校就学援助費の減額は、小学校就学援助費と同様で令和 8 年度の国で予定していた支給単価が予算編成時から変更され、下回ったことから、減額整理するものです。

	学校教育課所管分の補正予算第４号についての説明は、以上です。
生涯学習課長	それでは、第３号について、生涯学習課所管分になりますので説明させていただきます。 教育費 保健体育費 総合体育館費 総合体育館管理事業の増額は、総合体育館の事務室及び第一会議室のエアコンの故障に伴い取り替え工事を行うものです。 生涯学習課所管分の補正予算第３号についての説明は、以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第34号について審議をお願いします。
委員	(質問・意見なし)
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。 議案第34号を原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
教育長	全員賛成ですので、議案第34号については、原案のとおり承認します。 次に、議案第35号 東郷町少人数学級編制等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例の一部改正について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	議案第35号について説明させていただきます。 資料は68ページになります。 議案第35号 東郷町少人数学級編制等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例の一部改正について 東郷町少人数学級編制等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。 この案を提出するのは、小学校に教科担任制の町費負担教員を配置するため必要があるからである。 資料70ページ 議案の概要をお願いします。 １ 改正理由は、 小学校に教科担任制の町費負担教員を配置するため必要があるからである。 ２ 改正内容は、 題名関係として、題名を東郷町少人数指導等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例に改めること、第１条関係として、町費負担教員の配置の目的を少人数学級編制から少人数指導及び小学校における教科担任制の実施にすることです。 ３ 施行期日等は、 令和９年４月１日から施行すること、 関連措置として、東郷町教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について、所要の規定を整備することです。 説明は、以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第35号について審議をお願いします。
委員	(質問・意見なし)

教育長	質問もないようですので、採決に入ります。 議案第35号を原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
教育長	全員賛成ですので、議案第35号については、原案のとおり承認します。 次に、議案第36号 東郷町少人数学級編制等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する規則の一部改正について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	議案第36号について説明させていただきます。 資料は73ページになります。 議案第36号 東郷町少人数学級編制等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する規則の一部改正について 東郷町少人数学級編制等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。 この案を提出するのは、小学校に教科担任制の町費負担教員を配置することに伴い必要があるからである。 資料74ページ 議案の概要をお願いします。 1 改正理由は、 町費負担教員による小学校の教科担任制を実施するため必要があるからである。 2 改正内容は、 題名関係として、題名を改めること、その他所要の規定を整備することです。 3 施行期日は、 令和9年4月1日から施行することです。 説明は、以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第36号について審議をお願いします。
委員	(質問・意見なし)
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。 議案第36号を原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
教育長	全員賛成ですので、議案第36号については、原案のとおり承認します。 次に、議案第37号 町指定文化財の指定に係る諮問について、事務局の説明をお願いします。
生涯学習課長	議案37号について説明させていただきます。 資料は77ページになります。 議題第37号 町指定文化財の指定に係る諮問について 下記物件を町指定文化財に指定するにあたり、文化財保護委員会に諮問するものです。 種別は、彫刻

	名称及び員数ですが、 木造 四天王立像 4 軀 所在地は、東郷町大字諸輪字観音畑 8 番地 所有者は、 恵日山 観音寺 住職 堀部 英彦 氏です この案を提出するのは、東郷町文化財保護条例第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、文化財保護委員会に諮問する必要があるからです。 以上で説明を終わります。
教育長	説明が終わりましたので、議案第 37 号について審議をお願いします。
委員	(質問・意見なし)
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。 議案第 37 号を原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
教育長	全員賛成ですので、議案第 37 号については、原案のとおり承認します。次に議案第 38 号 東郷町学校給食費に関する要綱の一部改正について、事務局の説明をお願いします。
給食センター長	議案第 38 号について説明させていただきます。 資料は 83 ページになります。 議案第 38 号 東郷町学校給食費に関する要綱の一部改正について 東郷町学校給食費に関する要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。 この案を提出するのは、学校給食費等を改正する必要があるからである。 資料 84 ページ 議案の概要をお願いします。 1 番 改正理由は、 学校給食費の改正に伴い、1 食あたりの給食費の額を定める必要があるからである。 2 番 主な改正内容は、 (1) 小学校児童、小学校に勤務する教職員等の給食費の額及び中学校生徒、中学校に勤務する教職員等の給食費の額を定めること。(第 4 条第 1 項関係) (2) 国の補助金等で学校給食を受ける児童生徒の保護者が負担する給食費に係る経費が負担されるときは、児童生徒の給食費の全部を公費で負担することができること。(第 4 条第 4 項関係) 3 番 施行期日等は、 令和 9 年 4 月 1 日から施行すること、 でございます。 説明は以上となります。 ■資料の説明 資料の説明をさせていただきます。 小学校の給食費単価を 330 円に、中学校の給食費単価を 390 円に改定いたしま

	す。 なお、参考として、資料の右側に、実経費（小学校は338円、中学校は402円）とお示しさせていただきました。 資料中段の受益者負担額についてご説明いたします。 まず、小学校児童、中学校生徒の保護者負担額は、上の表の定額制（月額）、下の表の実費制（1食徴収額）ともに、「公費負担」により、金額を据え置くことといたしました。 次に、小学校教職員、中学校教職員の定額制、実費制の金額は、実経費に基づき算出を行い、値上げをいたします。 なお、小学校教職員と中学校教職員とで、値上げ額が異なっている理由は、1食の提供量（ごはんやおかずの分量）に違いがあること及び小中の教職員の受益者負担率を同率に設定し、平等にするためでございます。 また、近隣市の教職員の給食費と同等レベルに引き上げるものでございます。 東郷町は、食材費が高騰しているところですが、給食の「質」と「栄養価」を維持するために公費を投入して、小学校児童、中学校生徒の保護者負担額の値上げをしない形で、子育て世帯を経済的に支援してまいります。 説明は以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第38号について審議をお願いします。
委員	（質問・意見なし）
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。 議案第38号を原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	（全員挙手）
教育長	全員賛成ですので、議案第38号については、原案のとおり承認します。 ここでお諮りします。次の専承第12号は、人事案件のため、東郷町教育委員会会議規則第12条第1項のただし書きにより、非公開にしたいと思いますが、非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。
委員	（全員挙手）
教育長	全員賛成ですので、次の専承第12号は非公開とします。 ※専承第12号は、全員賛成で原案のとおり承認されました。
教育長	8月定例会の日程は、これですべて終了しました。 これをもちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。